

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の名称を記載	選挙人名簿管理システムに実装すべき機能の内容を記載	左記機能（仕様書たき台）を設定した考え方・理由を記載	機能と業務フローとの対応を記載	<p>サンプルとして選定した自治体の機能要件を転記。 他団体と差異のある要件について赤字下線にて記載 類似要件であるが、標準モデルの要件として明記していない内容について、青文字下線にて記載 一文に複数要件が記載しており、他のセルの要件と紐づく場合（当該セルの要件紐づけとは対象外の内容）には、鼠色文字にて記載</p>							<p>サンプルとして選定したベンダの機能一覧を転記。</p>		
11. 在外選挙人													
11.1. 在外選挙人申請													
Access管理のため転記対象外とします。													
11.1.1	登録申請管理	在外選挙人名簿登録申請及び登録移転申請のあった者について、受理された申請情報に基づき申請者情報（氏名、生年月日、性別、最終住所、本籍等）及び申請情報（国名、申請日、申請受理日等）の管理（登録・修正・削除）ができること。 宛名出力、署名の照合等に活用するため、申請書のイメージ取り込みを行い、管理（登録・修正・削除）ができること。 また、申請のステータス（受付、登録、不登録）が管理（登録）できること。	公職選挙法第四節の二の規定に基づき、在外選挙人名簿登録に関する照会への対応のため、申請書のイメージ及び申請のステータスを管理する。 申請書のイメージについては宛名出力、署名の照合等に用いる。 なお、住居システム等他システムとの連携については、各自治体の状況を踏まえて、標準仕様への記載は実施しない。	<p>§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・在外選挙人名簿登録申請のあった者について、申請を受理した段階で、下記ア～キの情報を予備登録することにより、登録資格の可否によらず、登録申請中の段階からデータ管理できるものとする ア) 申請者氏名 イ) 生年月日、性別 ウ) 最終住所 エ) 本籍地 オ) 経由領事館、国名 カ) 申請年月日 キ) 申請受理日 ・在外選挙人名簿登録申請のあった者のうち、最終住所登録による申請者の場合は、新任基との連携により、申請書の海外輸出時点の氏名、生年月日、住所、本籍、海外輸出日を自動的に登録画面に反映でき、必要に応じてその内容を修正して登録する設計となっているものとする (3) イメージ管理機能 ・在外選挙人名簿登録申請書表面の「署名欄」、「現住所欄」、「住所以外の送付先欄」および裏面、また、在外選挙人証記載事項等変更届出書の「署名欄」、「新住所欄」、「新たな住所以外の送付先欄」の各記載事項をスキャナによって読み取り、データベースでイメージ管理できるものとする ・イメージ取り込み作業は、読み取り部分の自動切り出し機能により作業の効率化の工夫が図られているものとする ・データベースに登録した「住所欄」、「住所以外の送付先欄」のイメージは、在外選挙人証およびEMS用宛名シールに任意の縮尺により転写できるものとする</p> <p><ヒアリング結果より> 在外選挙管理システムと住民記録システムが連携しているという認識で問題ないか。また、当該システムがその他選挙人名簿システムや、他のサブシステムと連携している場合はあるか。 →出国時申請において対象者を検索できるよう選挙人名簿情報をコピーして活用しているが、その連携は存在しない。</p>	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	選挙>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.89 在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 ●平常時・選挙時ともに在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人申請 No.19 在外選挙人の申請情報の入力を行い、在外選挙人照会通知の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.1 在外選挙申請者を登録、検索、修正、削除等が可能であること。 在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人名簿登録申請書のイメージ管理 No.4 「在外選挙人名簿登録申請書」をイメージ化し、住所や署名欄を在外選挙人証やタックシールに印字することが可能であること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・資格異動>在外・資格申請 No.17-1 在外選挙の資格申請ができる。 選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・資格異動>在外・資格申請取消 No.17-2 在外選挙の資格申請取消ができる。	
11.1.2		在外公館における在外選挙人名簿登録申請情報に基づき、本籍地宛てに公職選挙法施行令第23条の5第1項に基づく登録資格確認の照会文書の出力ができること。	公職選挙法施行令第23条の5第1項の記載に基づき、本籍地市町村への登録資格照会用の文書出力を行う。 なお、送付用宛名ラベルの出力機能は共通要件にて定義する。	<p>§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・在外選挙人名簿登録申請のあった者について、本籍地宛てに公職選挙法施行令第23条の5第1項にもとづく登録資格確認の照会文書および送付用宛名シールを出力できるものとする</p> <p>(該当帳票の記載なし)</p>	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人申請 No.19 在外選挙人の申請情報の入力を行い、在外選挙人照会通知の出力ができること。				
11.1.3		登録資格照会の結果、資格を有しない場合には、その旨を管理（登録）できること。 また、公職選挙法施行令第23条の6に基づく登録しなかった旨の通知文書を出力できること。	公職選挙法施行令第23条の6第1項の記載に基づき、本籍地市町村へ登録しなかった旨の通知文書出力を行う。 なお、送付用宛名ラベルの出力機能は共通要件にて定義する。	<p>§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ①登録事務 ・登録資格の確認の結果、登録資格のなかった者について、登録しなかった理由等の必要事項を入力でき、公職選挙法第23条の6にもとづく登録しなかった旨の通知文書を出力できるものとする</p> <p>(該当帳票の記載なし)</p>	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果より> 登録の区分「却下」として状態管理が可能である。 却下の利用等の入力管理が必要な場合は備考欄を利用する。 また通知については印刷可能となっている。				

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称	機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フロー との対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧				
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社		
11.2. 在外選挙人管理															
11.2.1	登録管理	申請に基づき登録された在外選挙人について、氏名、生年月日、性別、国外住所、登録日等の管理（登録）ができること。	公職選挙法第30条の三の記載に基づき、在外選挙人の情報を管理する。修正・削除に関する機能についてはそれぞれ11.2.4、11.2.7にて定義し、本項の記載からは除外する。	54 在外システム (2) 在外選挙人名簿調整機能 ①登録事務 ・登録資格を確認できた者について、登録年月日、登録決裁の番号等の必要事項を入力でき、本籍地戸籍担当課にてその者を在外選挙人名簿に登録した旨の通知文書を出力できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	選挙>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.89 在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 ●平常時・選挙時ともに在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 <ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	名簿管理システム>特定選挙人証交付管理 No.67 在外選挙人証交付者を管理できること。また有効期限についても管理ができること。 在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証番号管理 No.2 独自の在外選挙人証番号の登録・管理が可能であること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・資格異動>在外・資格登録 No.17-3 在外選挙の資格登録ができる。			
11.2.2	登録管理	在外選挙人の登録情報を基に、在外選挙人証を出力できること。	公職選挙法第30条の六の記載に基づき、在外選挙人に交付すべき在外選挙人証を出力する。	54 在外システム (2) 在外選挙人名簿調整機能 ①登録事務 ・在外選挙人名簿に登録した者について、在外選挙人証および在外選挙人名簿を出力できるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。 (要望) 在外選挙人>在外選挙人証作成 No.2 在外選挙人証の発行ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証番号管理 No.2 独自の在外選挙人証番号の登録・管理が可能であること。				
11.2.3		本籍地宛てに在外選挙人登録した旨の通知文書を出力できること。	住民基本台帳法第17条の二第二項の記載に基づき、本籍地宛てに在外選挙人登録した旨の通知文書を出力する。なお、送付用宛名ラベルの出力機能は共通要件にて定義する。	54 在外システム (2) 在外選挙人名簿調整機能 ①登録事務 ・登録資格を確認できた者について、登録年月日、登録決裁の番号等の必要事項を入力でき、本籍地戸籍担当課にてその者を在外選挙人名簿に登録した旨の通知文書を出力できるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>照会・通知文印刷機能 No.6 照会先自治体、在外公館、在外選挙人向けの各種帳票の印刷機能を有していること。				
11.2.4	訂正	記載事項変更届出書の受理、本籍地からの通知による在外選挙人情報の変更について、氏名、生年月日、性別、国外住所、登録日等の情報の管理（修正）ができること。	公職選挙法施行令第23条の7第2項に基づき在外選挙人名簿登録者から在外選挙人証記載事項変更届出書を受理した場合、その届出にもとづき、在外選挙人名簿の登録内容の修正、及び新たな在外選挙人証および変更内容を反映した在外選挙人名簿の作成を可能とする。また、公職選挙法第30条の13第1項に基づき在外選挙人名簿登録者の本籍地からの通知により、戸籍の内容等が変更されたことがわかった場合、その通知にもとづき、その理由、届出日等を登録したうえで在外選挙人名簿の登録内容の修正を可能とする。	54 在外システム (2) 在外選挙人名簿調整機能 ①記載事項変更等の事務 ・在外選挙人名簿登録者から在外選挙人証記載事項変更届出書を受理した場合、その届出にもとづき、在外選挙人名簿の登録内容を修正でき、新たな在外選挙人証および変更内容を反映した在外選挙人名簿を作成できるものとする ④在外選挙人証交付管理機能 ・在外選挙人証の交付履歴を管理でき、在外選挙人証記載事項変更届出に伴う在外選挙人証の交付をおこなう場合には、新たに在外選挙人証交付番号を付番できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・資格異動>在外・資格訂正 No.17-4 在外選挙の資格訂正ができる。				
11.2.5	訂正	在外選挙人情報の修正を反映した在外選挙人証を出力できること。	在外選挙人証の新規交付と同様、記載事項の修正においても、システムによる出力を可能とする。	54 在外システム (2) 在外選挙人名簿調整機能 ①記載事項変更等の事務 ・在外選挙人名簿登録者から在外選挙人証記載事項変更届出書を受理した場合、その届出にもとづき、在外選挙人名簿の登録内容を修正でき、新たな在外選挙人証および変更内容を反映した在外選挙人名簿を作成できるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・資格異動>在外・再交付・記載事項変更 No.17-6 在外選挙の再交付・記載事項変更(取消) No.17-7 在外選挙の再交付・記載事項変更の取消ができる。				
11.2.6		経由領事館宛てに、記載事項の変更の通知文書を出力できること。	公職選挙法施行令第23条の14第3項に基づき在外選挙人証の記載事項を変更した場合には経由領事館宛てに通知文書を出力する。なお、送付用宛ラベルの出力機能は共通要件にて定義する。	54 在外システム (2) 在外選挙人名簿調整機能 ①記載事項変更等の事務 ・在外選挙人名簿登録者の本籍地からの通知により、戸籍の内容等が変更されたことがわかった場合、その通知にもとづき、その理由、届出日等を登録したうえで在外選挙人名簿の登録内容を修正できること。また、経由領事館宛てに記載事項を変更した旨の通知文書を出力および変更内容を反映した在外選挙人名簿の再交付ができるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>照会・通知文印刷機能 No.6 照会先自治体、在外公館、在外選挙人向けの各種帳票の印刷機能を有していること。				

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称		機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
					自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
11.2.7	抹消	公職選挙法第三十条の十一（死亡、国籍喪失、国内で新たな住民票ができてから4か月が経過したとき、誤登録が明らかになったとき）に該当する者について、在外選挙人情報の管理（削除）ができること。	公職選挙法第30条の11に記載の下記事由に基づく在外選挙人情報の抹消を行う。 ・在外選挙人名簿登録者が、死亡または国籍を喪失したことがわかった場合 ・在外選挙人名簿登録者の住民票が国内の市区町村において新たに作成されたことが判明し、4ヶ月経過した場合 ・在外選挙人名簿登録者のうち、登録の際に登録されるべきでなかったことがわかった場合		§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ②抹消事務 ・在外選挙人名簿登録者が、死亡または国籍を喪失したことがわかった場合、その旨を登録でき、抹消対象者一覧で出力できるものとする ・在外選挙人名簿登録者の住民票が国内の市区町村において新たに作成されたことがわかった場合、その住民票が作成された日を登録でき、その日から4ヶ月を経過した者については、抹消対象者一覧で出力できるものとする ・在外選挙人名簿登録者のうち、登録の際に登録されるべきでなかったことがわかった場合、その理由を登録でき、抹消対象者一覧で出力できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。			選挙(在外選挙) > 在外選挙処理 > 在外・資格異動 > 在外・資格抹消 No.17-5 在外選挙の資格抹消ができる。
		本籍地、經由領事官宛てに在外選挙人登録を抹消した旨の通知文書を出力できること。	公職選挙法施行令第23条の14第1項、住民基本台帳法第17条の2第2項に在外選挙人登録を抹消した旨の通知文書を送付する。		§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ②抹消事務 ・在外選挙人名簿から抹消した者について、經由領事館および本籍地あてに抹消した旨とその理由を付した通知文書を出力できるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人管理 No.20 在外選挙人の登録・修正・抹消を行い、在外選挙人証・在外選挙人登録通知・在外選挙人申請即下通知・在外選挙人変更通知・在外選挙人抹消通知（本籍宛）・在外選挙人抹消通知（領事館宛）の出力ができること。		在外選挙人名簿>在外選挙人管理>照会・通知文印刷機能 No.6 照会先自治体、在外公館、在外選挙人向けの各種帳票の印刷機能を有していること。	
11.2.9	再交付	在外選挙人からの在外選挙人証再交付申請受理情報に基づき、再交付申請情報（再交付申請日、交付日、再交付事由（破損、滅失、その他））の管理（登録・修正・削除）ができること。	公職選挙法施行令第23条の8第1項に基づき在外選挙人からの在外選挙人証再交付申請を受理し、その情報の登録を行う。 なお、業務効率化の観点から受理された申請情報のみ管理する。		§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ④在外選挙人証の再交付管理機能 ・在外選挙人証の再交付申請に伴う在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、その理由、申請日等を登録でき、新たに在外選挙人証交付書等を付置できるものとする ・職権による在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、職権による旨と再交付の日付を登録できるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果より> 在外選挙人名簿情報登録者については、在外選挙人証は何度でも印刷が可能である。 再交付専用の機能は有していない。		在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証再交付 No.3 再交付について、 名簿登録照会管理・再登録・旧登録抹消管理等が可能であること。	選挙(在外選挙) > 在外選挙処理 > 在外・資格異動 > 在外・再交付・記載事項変更 No.17-6 在外選挙の再交付・記載事項変更の取消ができる。
		再交付申請情報に基づき在外選挙人証の再出力ができること。	在外選挙人証の新規交付と同様、再交付においても、システムによる出力を可能とする。		§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ④在外選挙人証の再交付管理機能 ・在外選挙人証の再交付申請に伴う在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、その理由、申請日等を登録でき、新たに在外選挙人証交付書等を付置できるものとする ・職権による在外選挙人証の再交付をおこなう場合には、職権による旨と再交付の日付を登録できるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証再交付 No.3 再交付について、 名簿登録照会管理・再登録・旧登録抹消管理等が可能であること。		在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人証再交付 No.3 再交付について、 名簿登録照会管理・再登録・旧登録抹消管理等が可能であること。	選挙(在外選挙) > 在外選挙処理 > 在外・資格異動 > 在外・再交付・記載事項変更 No.17-6 在外選挙の再交付・記載事項変更の取消ができる。
11.2.10	返納	在外選挙人証の返納日付及び理由を管理（登録）できること。	令第二十三条の九に基づき在外選挙人証の返納があった場合には、返納日および理由を登録できるものとする。		§ 4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ④在外選挙人証の再交付管理機能 ・在外選挙人証の返納があった場合には、返納日および理由を登録できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	(登録管理要件の記載より、返納機能についても搭載されていると判断できる。)			

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称		機能の定義（仕様書たき台）	機能の定義（仕様書たき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
					自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
11.3. 在外選挙人名簿抄本作成														
11.3.1	在外選挙人名簿抄本	在外選挙人情報に基づいて、名簿抄本の出力ができること。 指定都市においては、指定都市の総合区または行政区別に出力できること。	法第三十条の二の規定に基づき、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。また、国内での投票確認のため、出力できるものとする。		(帳票に存在)	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	選挙>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.89 在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 ●平常時・選挙時ともに在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 <ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	在外管理メニュー->在外選挙人名簿(抄本)作成->抄本画面 No.195-200 出力条件（投票区、自名案丁名）を設定し、抄本を印刷する。 抄本を印刷するプリンタの選択を行う。 表示されている選挙人の個人情報を表示する。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人名簿抄本作成 No.21 在外選挙人を対象に、在外選挙人名簿抄本（国民投票の場合は在外選挙人名簿抄本）の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>在外選挙人名簿の管理 No.5 在外選挙人名簿の管理においては、永年選挙人名簿に影響を与えない設計になっていること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・帳票発行処理>在外・選挙人名簿抄本発行 No.17-38 登録時に作成した名簿情報より選挙人名簿抄本を出力できる。 選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・EUCデータ出力>在外・EUCデータ出力 No.17-44 在外選挙人名簿情報をテキストファイルとして出力できる。	
11.4. 在外投票管理														
11.4.1	請求受付	在外選挙人が郵便または名簿登録地以外の所在地における不在者投票による方法で投票を請求した場合に、事前申請の請求日、投票用紙交付日の管理（登録）ができること。	公職選挙法施行令第65条の11、13に基づき郵便投票、不在者投票の在外選挙人からの事前申請情報を管理する。		§4 在外システム (4) 在外投票管理機能 ・郵便等による在外投票の請求があった場合、選挙種別毎に請求日を入力でき、また、投票用紙の送付先が登録されている住所または送付先と同じであることを確認できるよう、データベースで管理している[住所]および[住所以外の送付先]のイメージを受理画面に表示できるものとする ・郵便等による在外投票の請求に対して投票用紙を交付する場合、選挙種別毎に交付日を入力できるものとする	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	選挙>在外選挙人管理>在外選挙人管理 No.89 在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 ●平常時・選挙時ともに在外選挙人の登録・抹消及び選挙管理に対応できること。 <ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	在外管理メニュー->在外郵便投票[交付]>[在外不在者間接]交付画面 No.184 事前申請で郵便での投票を行う在外選挙人に、投票用紙の交付処理を行う機能。 (交付の拒否も可能) 交付処理を行う際に、帳票「不在者投票証明書」[不在者投票用紙等の交付について]を印刷する。 在外管理メニュー->不在者間接投票[交付]>[在外不在者間接]交付画面 No.188 在外選挙人に対し、他市町村での投票を行うために投票用紙の交付処理を行う。 (交付の拒否も可能) 交付処理を行う際に、帳票「不在者投票証明書」[不在者投票用紙等の交付について]を印刷する。 在外管理メニュー->《共通処理》>投票履歴画面 No.202 該当在外選挙人の交付・投票の履歴を出力する機能。 交付・投票を行った選挙種別単位で出力する。 在外管理メニュー->《共通処理》>住所検索 No.203 在外郵便投票・不在者間接投票の交付処理で投票用紙の送付先住所を登録する際に、都道府県の郵便番号・住所を検索する機能。 検索した住所は、交付画面の郵便番号・送付先欄に自動入力できる。 各都道府県のボタンを配置し、押下した都道府県の市町村検索画面に遷移する。 在外管理メニュー->《共通処理》>交付拒否 No.206 二重請求や種類不備等により、各種不在者投票の交付を拒否する場合に登録・処理を行う機能。 本機能から帳票「不在者投票用紙及び同封筒の請求について」の印刷ができる。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果> 投票管理はシステム化されていない。			
		複数選挙が同時に執行される場合、選挙毎に管理ができること。	在外選挙人の事前申請情報の管理にあたっては、同時執行の各選挙につき個々に管理することを可能とする。											

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称	機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧		
				自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社
11.4.2 投票受付	<p>受理日、投票方法（国外郵便、在外公館、国内不在者、期日前、当日）、返送日の管理（登録・修正）ができること。投票区分（通常投票、点字投票、代理投票）、収投票及び代理投票補助者の管理（登録）ができること。外封筒の署名と登録申請時の署名を照合するため、登録申請時の署名イメージを参照できること。</p>	<p>公職選挙法施行令第5章の2の規定に基づき、在外選挙人の投票情報の管理を行う。投票情報の整合性担保のため、署名イメージ表示要件を定義する。</p>	<p>§4 在外システム （4） 在外投票管理機能 ・郵便等による在外投票を受理する際、外封筒に記載のある在外選挙人証番号または氏名で対象者を検索でき、選挙種別毎に受理日を入力できるものとし、また、二重投票を防止するため、郵便等による投票用紙の交付を行った履歴のある者が受理できない設計となっているものとする ・在外公館における在外投票を受理する際、外封筒に記載のある在外選挙人証番号または氏名で対象者を検索でき、投票した在外公館名を選択し、選挙種別毎に受理日を入力できるものとする ・在外投票を受理する際、外封筒の投票者署名が在外選挙人本人のものであることを確認できるよう、データベースで管理している「署名欄」のイメージを受理画面に表示できるものとする ・在外選挙人の国内における期日前投票受付機能を有し、基幹系(LAN)より本庁サーバーと接続させ、投票情報を同期することにより、複数の期日前投票所で受付が可能であるものとする ・在外選挙人の国内における不在者投票受付機能を有し、請求受理日、交付日、投票受理日を入力して、一連の投票管理ができるものとする ・在外選挙人の国内における当日投票受付機能を有し、在外投票および国内における期日前、不在者投票の情報との対照により、二重投票を防止できる設計となっているものとする ・公示、告示日の異なる複数同日選挙に対応でき、異なった投票方法で複数回に分けて投票する場合も対応できるものとする</p> <p><ヒアリング結果> 在外選挙人名簿情報を期日前システムと連携させていることか確認。 →連携は実施していない。連携は可能だが、期日前投票所で在外選挙投票所を案内するという用途に限られる。</p>	<p><ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。</p>	<p>在外管理メニュー->在外郵便投票【投票】->【在外郵便投票】投票画面 No.187 郵便での投票を行う在外選挙人から送付されてきた投票用紙の投票・返却・無効処理を行う機能。 在外管理メニュー->不在者間接投票【投票】->【不在者間接】投票画面 No.191 在外選挙人が他市町村で投票後、送致されてきた投票用紙の投票・返却・無効処理を行う機能。 在外管理メニュー->在外期日前投票->【期日前】在外期日前投票画面 No.193 期日前投票所で事前投票を行う在外選挙人に対し、投票用紙の交付処理を行う機能。 在外管理メニュー->在外期日前投票->投票履歴画面 No.194 対象在外選挙人の交付・投票の履歴を選挙種別ごとに一覧表示する。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果> 投票管理はシステム化されていない。</p>	<p>在外選挙人名簿->在外選挙人管理->投票受付 No.9 投票（国外郵便投票、領事官投票、国内不在者投票、期日前投票、当日投票）の管理機能も有すること。 No.10 投票情報の修正、返票管理機能を有すること。</p>		
				<p>一時期間等により、在外選挙人が国内で投票を行う場合、期日前・当日投票の受付処理（名簿対照・登録）ができること。</p>	<p>在外選挙人名簿の情報を基に国内で投票受付を行うことを可能とする。</p>								
11.4.3 訂正・削除	<p>請求日、投票用紙交付日、投票用紙受理日、投票方法、返送日の管理（修正・削除）ができること。</p>	<p>何らかの理由により、登録項目の訂正、削除機能は必須と判断した。</p>	<p>（請求受付要件から、訂正・取消要件についても搭載されていることが判断できる）</p>	<p><ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果> 投票管理はシステム化されていない。</p>				
11.4.4 取消	<p>誤って受付付けた選挙人について、管理（削除）できること。</p>	<p>管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。</p>	<p>（請求受付要件から、訂正・取消要件についても搭載されていることが判断できる）</p>	<p><ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果より> 機能は搭載されている。</p>	<p><ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。</p>	<p><ヒアリング結果> 投票管理はシステム化されていない。</p>				

【対比表】標準仕様書（機能） 在外選挙管理

機能名称		機能の定義（仕様書たたき台）	機能の定義（仕様書たたき台） 設定の考え方・理由	業務フローとの対応	選定自治体 機能要件							ベンダ 機能一覧			
					自治体A	自治体B	自治体C	自治体D	自治体E	自治体F	自治体G	H社	I社	J社	
11.5. 在外選挙人統計集計															
11.5.1	統計作成	在外投票に関する調査を作成できること。	公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する統計・集計の作成を可能とする。		(帳票に存在)	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	在外選挙人>在外選挙人統計集計No.22 在外選挙人を対象に、在外選挙人統計（国民投票の場合は在外投票人統計）の集計ができること。				
11.5.2		選挙種別毎、在外公館別、地域別等の在外投票者の集計、一覧の作成ができること。	公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する統計・集計の作成を可能とする。		(帳票に存在)	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果> 集計機能はシステム化されていない。				
11.5.3		地域・国・領事官別の登録人数の集計、一覧の作成ができること。	公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する統計・集計の作成を可能とする。		(帳票に存在)	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果> 集計機能はシステム化されていない。				
11.5.4		在外選挙登録者の申請種別（最終住所・本籍地）・男女別での集計ができること。	公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する統計・集計の作成を可能とする。		(帳票に存在)	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果> 集計機能はシステム化されていない。				
11.5.5		地域（経由・住所）別の事務処理状況一覧を出力することが可能のこと。	業務効率化の観点から事務処理状況の一覧出力を可能とする。		(帳票に存在)	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果> 集計機能はシステム化されていない。				
11.5.6	集計・一覧作成	在外選挙登録者の一覧を作成できること。また、その異動（訂正、抹消、再交付、返納）の一覧を作成できること。	在外選挙人名簿上の情報確認及び正確な名簿登録のため、在外選挙人の一覧及び異動に係る一覧出力を可能とする。		§4 在外システム (2) 在外選挙人名簿調製機能 ②抹消事務 ・在外選挙人名簿登録者が死亡または国籍を喪失したことがわかった場合、その旨を登録でき、抹消対象者一覧で出力できるものとする ・在外選挙人名簿登録者の住民票が国内の市区町村において新たに作成されたことがわかった場合、その住民票が作成された日を登録でき、その日から4か月を経過した者については、抹消対象者一覧で出力できるものとする ・在外選挙人名簿登録者のうち、登録の際に登録されるべきでなかったことがわかった場合、その理由を登録でき、抹消対象者一覧で出力できるものとする	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	(帳票一覧に記載あり)	名簿管理システム>特定選挙人管理>在外選挙人証 交付管理>在外選挙人証交付者一覧出力 No.68 在外選挙人証交付者の一覧表を出力できること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・帳票発行処理>在外・異動集計抽出リスト作成 No.17-39 選挙異動情報より異動事由指定での異動集計抽出リストを出力できる。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・登録処理>帳票発行 No.17-11~18 在外選挙の登録処理時は、各処理に応じて以下の帳票を出力する。 ・登録者数異動増減リスト ・抹消告示者名簿 ・登録者名簿 ・選挙人名簿登録者数リスト ・表示者名簿 ・失権者名簿（選挙時のみ）	
11.5.7		投票種別（在外公館、郵便等）に基づいて投票者の一覧を作成できること。	在外選挙人の投票情報の確認のため、投票者の一覧出力を可能とする。		(帳票に存在)	(該当帳票の記載なし)	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	(帳票一覧に記載あり)				
11.6. 管理															
11.6.1		地域、国、領事館名等の管理（登録・修正・削除）ができること。	在外選挙人名簿管理業務にて必要となる情報の管理機能を定義する。		<ヒアリング結果より> 在外選挙管理システムにて管理している。（ムサシ社）	<ヒアリング結果より> 在外選挙管理に関する機能は選挙人名簿管理システムの一部として有している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Excelにて管理している。	<ヒアリング結果より> 機能は搭載されていない。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、Accessにて管理している。	<ヒアリング結果> 在外選挙管理はシステム化されておらず、手入力にて実施している。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>大使・領事館設定 No.7 「地域」「国」「領事官名」等の更新が可能であること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・コードマスタ保守>外・投票区情報更新 No.17-42 領事館情報の設定ができる。		
	マスタ管理	投票所名称、投票時間等の管理（登録・修正・削除）ができること。	投票受付のため業務上必要であると判断し、機能を定義した。										選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・コードマスタ保守>外・投票区情報更新 No.17-41 投票所名称、投票時間の設定ができる。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・コードマスタ保守>在外・コードマスタリスト作成 No.17-43 投票区、領事館を確認する帳票を出力できる。	
11.7. 在外選挙における国民投票															
	国民投票に対する拡張性	国民投票における、在外投票を実現するため、選挙に準じた機能を有していること。	日本国憲法の改正手続に関する法律の規定に基づき、国民投票についても在外投票人名簿の調製および在外投票の一連の管理に対応する必要があるため、必要と判断した。		§4 在外システム (7) 国民投票対応機能 ・(1)～(5)の機能は、国民投票法に規定する在外投票人名簿の調製および在外投票の一連の管理にも対応しているものとする						在外選挙人>在外選挙人名簿抄本作成 No.21 在外選挙人を対象に、在外選挙人名簿抄本（国民投票の場合は在外投票人名簿抄本）の出力ができること。	在外選挙人名簿>在外選挙人管理>投票受付 No.11 国民投票に対応していること。	選挙(在外選挙) >在外選挙処理>在外・登録処理>在外・選挙時登録（国） No.17-10 在外選挙の国レベルの登録処理ができる。		